



についての審査請求をした。

### 審理関係人の主張の要旨

審査請求書，平成28年9月16日付け補正書及び同月26日付け補充書によれば，審査請求人の主張は次のとおりと解される。

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人がした本件請願は，日本国憲法第16条及びそれに基づく請願法が保障する請願権に基づくものである。請願法第5条では，「この法律に適合する請願は，官公署において，これを受理し誠実に処理しなければならない」と規定されている。ここでいう誠実な処理とは，その請願内容について誠実に審議し，その結果を請願者に説明・報告することである。しかしながら，処分庁は，平成28年5月10日の定例会において，本件請願の内容について全く審議しないまま本件決定をした。このことは請願法第5条に明白に違反し，日本国憲法第16条が保障している請願権を完全に侵害する。

よって，本件決定を取り消す旨の裁決を求める。

#### 2 審理に対する意見

(1) 行政不服審査法における処分性の概念は，行政事件訴訟法における処分性の概念と異なるところはない。そして，平成16年の行政事件訴訟法改正により処分性の範囲は拡大されている。したがって，審査庁は，この緩和・拡大された処分性の概念に基づいて本件決定に係る処分性の有無の判断をしなければならない。また，本件決定に係る処分性の有無は，審理によって始めて明らかになるから，審査庁はこれを却下することなく審理をしなければならない。

(2) 松山市教育委員会は，本件決定に関与した者であり，本件審査請求が公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されていないから，審査庁として審理することはできない。したがって，本件審査請求は，審理員による審理など，公正かつ慎重に判断されることが制度上担保される形で審理されなければならない。

## 理 由

- 1 行政不服審査法に基づく審査請求の対象となる行政庁の処分の定義は、行政事件訴訟法に規定する処分の定義と同一と解されているところ、処分の定義は、行政庁の法令に基づく行為の全てを意味するものではなく、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうとされている（昭和39年10月29日最高裁第一小法廷判決）。
- 2 また、昭和32年1月31日東京地裁は、元来請願は個人若しくは団体が損害の救済、公務員の罷免、法律命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、官公庁、議院又は地方議会に対して自己の希望を告げる行為であって、法律に適合するものである限り、官公署はこれを受理して誠実に処理する義務を負うのであるが、請願を受理したものは、これを誠実に処理する以上の法律上の義務を負うものではなく、この意味において請願はこれを受理した官公署に対し法律上の拘束力を有するものではない。従って又、官公署がその受理した請願を採択するか否かを決定しても、かかる決定は当該官公署が当該請願を自己の事務処理の参考ないし方針とするか否かの態度を決するものに過ぎず、仮に採択しても請願の趣旨のとおり事務を執行しなければならないものではなく、まして請願者の権利義務その他の法律関係には何等の影響を及ぼすものでもないから、これを行政処分と解することはできないことはもちろん、請願者は採択決議の効力を争う法律上の利益を有しないと云わなければならない、と判示している。
- 3 さらに、平成23年6月8日東京高裁は、請願とは、国又は地方公共団体の機関に対し、それぞれの職務に関わる事項について、苦情や希望を述べることから、政策決定や政策実施をする機関に対し、望ましい政策や施策の採用、実施を求める公的な提言をすることに至るまでの幅広い概念であるが、請願をしたことにより、請願者と請願を受けた官公署との間に、特別な公法上の法律関係を生じさせるものではなく（請願者による官公署

に対する希望，意見，提言等の陳述に過ぎない。），また，請願者に対し，当該官公署に請願の内容について審理を求め，あるいは，その採否や結果の通知等を求める権利を生じさせるものではない。請願法5条は，「請願は，官公署において，誠実に処理しなければならない」と規定しているが，これは，官公署に対し，受理した請願について誠実に処理すべき旨の国法上の義務を課したものであり，官公署の事務処理上の行為規範を定めたものである。また，請願処理手続上の行為が行われなかったとしても，請願者の権利や法的に保護された利益が害され，あるいは法的地位が不安定になることはないというべきである，と判示し，平成16年の行政事件訴訟法の改正後においても，前記2東京地裁の判旨を踏襲している。

- 4 以上のことから判断すると，本件決定は審査請求の対象となる処分に該当せず，審査請求人は不服申立てをする法律上の利益を有さないということが出来る。

よって本件審査請求は不服申立人適格を欠き不適法であるから，その余の点について判断するまでもなく却下を免れない。

したがって，行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により，主文のとおり裁決する。

平成28年11月9日

審査庁 松山市教育委員会  
教育長 藤 田 仁